

令和8年4月

保護者の皆様

松阪市立飯南中学校

台風等緊急時における生徒の登下校並びに授業について

1 『暴風警報』発令の場合

- ① 登校前に発令されている場合
 - ・生徒は登校をせず自宅待機をしてください。
 - ・この場合、メール配信(tetoru)でお知らせしますが、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意し、暴風警報が発令されていれば登校せず自宅待機してください。
- ② 登校途中に発令された場合
 - ・直ちに家庭に引き返してください。
 - ・登校した生徒については、学校で適宜指示をした後原則として直ちに帰宅の措置をとります。
- ③ 登校後に発令された場合
 - ・学校と教育委員会が判断し、原則として直ちに帰宅の措置をとります。ただし、状況によっては安全を考えて適宜判断します。
- ④ 午前8時までに解除された場合
 - ・解除後2時間の余裕を持って登校してください。この場合、メール配信(tetoru)でお知らせします。
 - ・ただし、午前中だけの授業で給食はありません。
 - ・警報が解除されても安全が確保されない場合は、学校と教育委員会が判断し、登校を見合わせる場合があります。その場合はメール配信(tetoru)でお知らせします。
- ⑤ 午前8時になっても解除されない場合
 - ・その日の授業は中止します。(登校しなくてよいです)この場合、メール配信(tetoru)でお知らせします。

2 暴風警報以外の警報(『大雨警報』など)が発令されている場合

- ・原則として平常通りの授業を行います。
- ・ただし、特に危険が予想される場合は、学校と教育委員会が協議のうえ、登校を見合わせたり、授業を中止して下校させたりする場合があります。登校を見合わせる場合はメール配信(tetoru)でお知らせします。

3 局地的な豪雨・増水等の場合

- ・局地的な豪雨や増水等により、特に登校に危険が予想される場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、その旨を学校に連絡してください。

4 雨量規制等により国道166号線が通行止めの場合

- ① 登校前に通行止めとなっている場合
 - ・生徒は登校をせず自宅待機をしてください。
 - ・この場合、メール配信(tetoru)でお知らせします。
- ② 登校途中で通行止めになった場合
 - ・直ちに家庭に引き返してください。
 - ・登校した生徒については、学校で適宜指示をした後原則として直ちに帰宅の措置をとります。
- ③ 登校後に通行止めとなった場合
 - ・学校と教育委員会が判断し、原則として直ちに帰宅の措置をとります。ただし、状況によっては安全を考えて適宜判断します。
- ④ 午前8時までに通行止めが解除された場合
 - ・解除後2時間の余裕を持って登校してください。この場合、メール配信(tetoru)でお知らせします。
 - ・ただし、午前中だけの授業で給食はありません。
 - ・通行止めが解除されても安全が確保されない場合は、学校と教育委員会が判断し、登校を見合わせる場合があります。その場合はメール配信(tetoru)でお知らせします。
- ⑤ 午前8時になっても通行止めが解除されない場合
 - ・その日の授業は中止します。(登校しなくてよいです)その場合はメール配信(tetoru)でお知らせします。